

プロジェクト 税効果会計

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

本資料の目的

1. 2015 年 5 月 26 日に公表した企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントは 2015 年 7 月 27 日に締切り、公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては本公開草案の提案から変更が行われた箇所がある。
2. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性がないか否かについて検討することを目的としている。

公開草案の提案から変更を行った主な項目

3. 本公開草案公表以後、専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	公開草案での提案	公開草案公表日以後の対応	変更の理由
(1) 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、原則とは異なる取扱いが容認される場合（第 21 項、第 24 項、第 28 項及び第 29 項）	「合理的に説明できる場合」に原則とは異なる取扱いが容認されていた。	「企業が合理的な根拠をもって説明する場合」に原則とは取扱いと異なる取扱いが容認されることとした。	本取扱いに対して、企業が説明できる状況にあるが説明を行わなかった場合の取扱いが不明確であるとのコメントが寄せられた。この点、企業の検討に基づくことを明確にする文言の見直しを行っている。
(2) (分類 3) の要件（第 22 項(1)）	「過去（3 年）及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所	第 22 項(1)の要件に加え、なお書きとして、「なお、(1)における課税所得から臨時的	臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得にマイナスの値が含まれるの

項目	公開草案での提案	公開草案公表日以後の対応	変更の理由
	得が大きく増減している」ことを要件としていた。	<u>な原因により生じたものを除いた数値は、負の値となる場合を含む。」</u> を加えた。	かを明確にすべきとのコメントを踏まえた文言の見直しである。
(3) 将来の課税所得の見積り (第 32 項)	業績予測の前提となった数値を用いて、将来の課税所得又は税務上の欠損金を見積るとされていた。	<u>適切な権限を有する機関の承認を得た</u> 業績予測の前提となった数値を用いて、将来の課税所得又は税務上の欠損金を見積るとした。	取締役会等の承認を得た業績予測であることを明記すべきとのコメントを踏まえ、将来の業績予測は合理的な金額であるべきという監査委員会報告第 66 号の趣旨を変えることを意図していないことを明確化するための文言の見直しである。
(4) 適用初年度の取扱い (第 49 項 (3))	本適用指針の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うとされていた。	本適用指針の適用初年度の <u>期首</u> において、 <u>次の項目を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、</u> 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととした。 <u>① (分類 2) に該当する企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収できることを企業が合理</u>	監査委員会報告第 66 号の定めと本適用指針の定めの間で、どの部分がこれまでの会計処理と異なることとなるかの検討を行うかが実務的に困難であるとのコメントを踏まえ、会計方針の変更として取り扱われる項目を特定したものである。

項目	公開草案での提案	公開草案公表日以後の対応	変更の理由
		<p><u>的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があると</u>する取扱い</p> <p>② <u>(分類 3) に該当する企業において、おおむね 5 年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があると</u>する取扱い</p> <p>③ <u>(分類 4) の要件に該当する企業であっても、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には(分類 2) に該当するものとする取扱い</u></p>	

4. 第 3 項の主な変更点のうち、(1)から(3)は、いずれも本公開草案の内容を明確化したものであり、本公開草案における提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

5. また、第3項(4)の変更は、公開草案に対して寄せられたコメントに対応して本公開草案における提案内容を変更したものであるが、実務を踏まえた見直しであり、考え方を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
6. 上記の検討の結果、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上